

《 筑紫野市防災会議条例 》

資料 2.1.1

〔 平成18年3月31日
条例第20号 〕

筑紫野市防災会議条例（昭和39年筑紫野町条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、筑紫野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）筑紫野市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域にかかる防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前二号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 長は、市長をもって充てる。
- 3 長は、会務を総理し、防災会議を代表する。
- 4 長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
 - （1）法第2条第4項に規定する指定地方行政機関の職員
 - （2）福岡県の知事の部内の職員
 - （3）福岡県筑紫野警察署の警察官
 - （4）市長が市の職員のうちから指名する者
 - （5）教育長
 - （6）筑紫野太宰府消防組合消防本部消防長及び筑紫野市消防団長
 - （7）法第2条第5項に規定する指定公共機関又は同条第6項に規定する指定地方公共機関の職員
 - （8）市長が自主防災組織を構成する者又は識見を有する者のうちから指名する者
 - （9）前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 6 委員の定数は、25人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員及び専門委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和30年筑紫野町

条例第22号）で定めるところにより報酬を支給する

2 委員及び専門委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例（平成3年筑紫野市条例第37号）で定めるところにより費用弁償を支給する。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、総務部総務課において行う。

(議事等)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月27日条例第39号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。